

基幹相談支援センター設置に伴い検討を要する事項について

基幹相談支援センター設置に伴い検討を要する事項について

基幹相談支援センター（以下「センター」という。）については、第4期障害福祉計画において、計画期間（平成27～29年度）中に1ヶ所の設置としています。

センターの設置にあたっては、主に次の点についての整理が必要となります。

また、本市の相談支援体制の構築にあたっては、委託相談支援センターや地区保健福祉センター等との関わりを含めた、総合的な検討が必要となります。

1 基幹相談支援センター

(1) 設置方法について

センター設置にあたっては、直営又は委託のいずれかの方法が考えられます。

ア 直営

市による設置・運営

イ 委託

市からセンターが行う事業及び業務の実施の委託を受けた「一般相談支援事業を行う者」又は「特定相談支援事業を行う者」による設置・運営

ア) 単独法人による設置・運営

イ) 複数法人による設置・運営

ウ) その他（別途、任意団体を設置し職員出向等）による設置・運営

- ・ センターについて

- ・ 委託相談支援事業について

(2) 業務内容（機能）について

国において、センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者相談支援事業及び成年後見制度利用支援事業並びに相談等の業務を総合的に行うことを目的とする施設とされています。

具体的には、地域の実情に応じて次の業務等を行うものとされています。

ア 国が明記する業務内容（機能）

- ・ 総合的・専門的な相談支援の実施

- ・ 地域の相談支援体制の強化への取り組み

- ・ 地域移行・地域定着の促進への取り組み
 - ・ 権利擁護・虐待の防止
- ※ 市町村が設置する協議会の運営の委託等含む。

イ その他

国において、明記はしていないものの、市の実情に応じて行うものとされているものがあります。

本市では、同じ役割を担う地区保健福祉センター（7ヶ所）があることから、本市の実情に応じた検討が必要と考えます。

なお、既設自治体における主な取り組みについては、別紙のとおりです。

(3) 業務内容（機能）の位置づけについて

センターにおいて、相談支援に関わる業務として、国が明記するもののみとするか、それ以外の機能も併設するかどうかの検討を要します。

ア 単体機能

センターのみ（センターが行う事業及び業務のほか、委託相談支援事業を切り分けて行うことがよいかどうか。）

イ 次の機能を併設とする場合の役割について

- ア) 指定特定相談支援事業（本市の場合、委託相談支援事業所）
- イ) 指定一般相談支援事業
- ウ) 指定特定相談支援事業者
 - 条件なし（相談があればすべて対応可能とするかどうか。）
 - 条件あり（いわゆる処遇困難ケースのみとするかどうか。）
- エ) 指定障害児相談支援事業者
 - 条件なし（相談があればすべて対応可能とするかどうか。）
 - 条件あり（いわゆる処遇困難ケースのみとするかどうか。）

ウ その他（行政が対応している相談機能との関わり）

- ・ 障がい者虐待防止センター
- ・ 権利擁護・成年後見センター
- ・ 生活・就労支援センター
- ・ その他

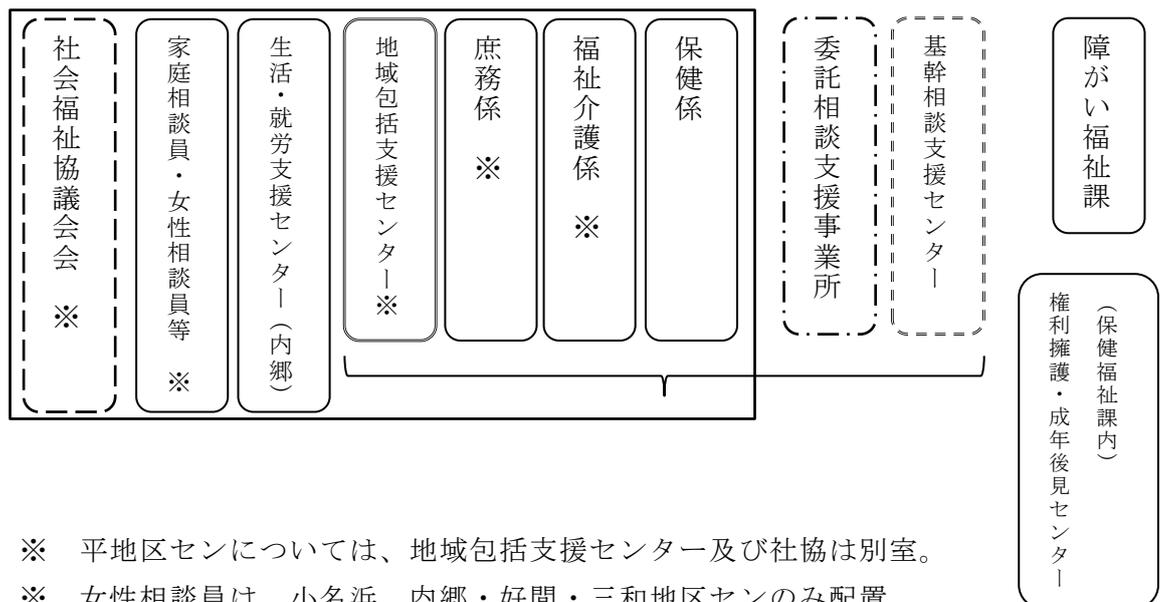
(4) 設置場所について

センター設置にあたり、国は、総合的な相談等の業務を行ううえで支障がないよう、各業務を行う場所は一体であることが望ましいとされています。直営、委託いずれかの場合にあたり、次のとおり想定できます。

- ア 公共施設内（地区保健福祉センター内、本庁舎（障がい福祉課含む））
- イ 法人施設内（単独、複数、その他の場合）
- ウ その他（他法人等施設内）

【参考】

市地区保健福祉センター（市内7ヶ所）



※ 平地区センについては、地域包括支援センター及び社協は別室。

※ 女性相談員は、小名浜、内郷・好間・三和地区センのみ配置。

※ 四倉・久之浜大久、小川・川前地区センについては、福祉係。

(5) 職員職種・配置について

センターにおける人員体制については、地域の実情に応じて、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として必要となる人員（相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等）を配置することとされています。

なお、配置数についての記載はありません。

ア 人数

イ 資格

ウ 専任・兼任の別

（常勤専従・兼務、非常勤専従・兼務）

エ その他（機能強化事業については、専門的職員配置の明記あり。）

【参考】

いわき市地域包括支援センターについて

1 委託先

特定非営利活動法人地域福祉ネットワークいわき

2 配置基準

・ 国

地域包括支援センターの人員配置基準は、65歳以上の高齢者 3,000～6,000 人に対し、保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員の各職種を 1 人ずつ配置。

・ 本市の場合

高齢者 4,500 人に各種 1 人の配置。

7 地区保健福祉センター内に、平成 27 年 8 月現在で 57 名配置。（定数 65 名）

なお、組織上、基幹相談支援センターは設置していない。

【参考】

（平成 27 年 4 月 1 日現在 単位：名）

	65 歳未満	65 歳以上	合計
身体障害者手帳	4,431	12,540	16,971
療育手帳	2,113	167	2,280
精神保健福祉手帳	1,353	246	1,599

※ 精神については平成 25 年度

(6) 予算（財源）について

財源については、交付税。

なお、センター等機能強化事業については、地域生活支援事業。（国：1/2、
県：1/4）。

(7) その他

国において、その他として、次の記載があります。

ア 市町村は、センターの設置又は運営の責任主体として、センター運営
について適切に関与しなければならない。

イ 市町村は、センターを設置又は委託するにあたっては、協議会等にお
いて、設置方法や実施する事業内容の事業の検証等を行うこと。

ウ センターは、総合的な相談等の業務を行ううえで支障がないよう、各
業務を行う場所は一体であることが望ましい。

2 委託相談支援事業者

(1) 役割

市町村は、障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連携調整その他の障がい者等の権利擁護のために必要な援助（相談支援事業）を行うこととされています。

(2) 設置方法について

センターの設置に伴い、従来の相談支援体制の再構築にあたり、委託相談支援事業の設置方法についての整理を行う必要があります。

- ア 単独法人
- イ 複数法人（従来どおり）
- ウ その他（別途、任意団体の設置等）

(3) 業務内容（機能）について

センターの設置に伴い、従来の相談支援体制の再構築にあたり、委託相談支援事業の役割分担、連携内容及び範囲についての整理を行う必要があります。

(4) 設置場所について

現行は、委託団体が運営する施設内にあります。

センター設置に伴い、見直しをすべきか、現行のとおりでよいか、確認する必要があります。

- ア 公共施設内（地区保健福祉センター等）
- イ 法人施設内（現行のとおり）
- ウ その他（他法人等施設内）

(5) 職員役割・配置について

本市において、指定特定相談支援事業者のうち、7団体へ委託していません。

本事業については、指定特定相談支援事業運営団体へ委託することとなっていますが、一方で、中立性・公平性が求められていることから、本事業に係る職員の配置（専任・兼任）の在り方及び数について、検討する必

要があります。

(6) その他

ア 障害支援区分認定調査

市町村は、障害者相談支援事業を委託した指定特定相談支援事業者又は指定一般相談支援事業者に対し、障害支援区分に係る認定調査の委託が可能となっていますが、その範囲についても再度、確認する必要があります。

イ 相談支援体制の例

国において、相談体制の想定される例として、次のような記載があります。

- ア) 障がい種別に応じて複数の拠点を設置し、相互に連携する。
- イ) 介護保険に基づく地域包括支援センターと一体的に総合的な相談窓口を設置する。

3 他相談支援（基準に基づく相談支援事業者としての位置づけ）

児童福祉法における指定障害児相談支援事業者を除き、いわゆる障害者総合支援法において、指定特定及び指定一般相談支援事業者については、個別給付の対象となるサービス等利用計画の作成等のほか、基本相談支援を行うことが求められています。

このことから、次の事業者についても、あらためて、基本相談支援の窓口のひとつとして再構築する必要があります。

(1) 指定特定相談支援事業者（サービス等利用計画）

18事業所（平成27年9月1日現在 以下同）

(2) 指定一般相談支援事業者（地域移行支援・地域定着支援）

各6事業所

(3) 指定障害児相談支援事業者（障害児支援利用計画）

7事業所

4 行政機関

センター設置に伴い、民間事業者のほか、行政機関においても、相談窓口である地区保健福祉センターをはじめ、保健福祉部又はこどもみらい部が所掌するセンター機能等について、再検討する必要があります。

- (1) 地区保健福祉センター
- (2) 障がい福祉課（市地域自立支援協議会の運営、障がい者虐待防止センター）
- (3) 保健福祉課（権利擁護・成年後見センター、生活・就労支援センター）
- (4) 長寿介護課（地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等との関わり）
- (5) 地域保健課（精神保健、難病）
- (6) 子ども家庭課（子育てサポートセンター）
- (7) その他

5 その他

(1) 今後の日程

平成 27 年

（予定） 12 月 第 3 回市地域自立支援協議会

平成 28 年

（予定） 3 月 第 4 回市地域自立支援協議会

（予定） 5～6 月 第 1 回市地域自立支援協議会

（予定） 7～8 月 平成 29 年度市実施計画提出

【庁外】

- ・運営会議
- ・関係法人との協議

【庁内】

- ・関係部署との協議
- ・地区セン連絡会



(2) その他

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年十一月七日法律第百二十三号）

第五条

16 この法律において「相談支援」とは、基本相談支援、地域相談支援及び計画相談支援をいい、「地域相談支援」とは、地域移行支援及び地域定着支援をいい、「計画相談支援」とは、サービス利用支援及び継続サービス利用支援をいい、「一般相談支援事業」とは、基本相談支援及び地域相談支援のいずれも行う事業をいい、「特定相談支援事業」とは、基本相談支援及び計画相談支援のいずれも行う事業をいう。

17 この法律において「基本相談支援」とは、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市町村及び第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整（サービス利用支援及び継続サービス利用支援に関するものを除く。）その他の厚生労働省令で定める便宜を総合的に供与することをいう。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年三月十三日厚生労働省令第二十八号）

（指定計画相談支援の具体的取扱方針）

第十五条 指定計画相談支援の方針は、第二条に規定する基本方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとする。

- 一 指定特定相談支援事業所の管理者は、相談支援専門員に基本相談支援に関する業務及びサービス等利用計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- 二 指定計画相談支援の提供に当たっては、利用者等の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じて行うものとする。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年三月十三日厚生労働省令第二十七号）

（指定地域移行支援の具体的取扱方針）

第十九条 指定地域移行支援の方針は、第二条に規定する基本方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとする。

- 一 指定地域移行支援事業所の管理者は、指定地域移行支援従事者に、基本相談支援に関する業務及び次条第一項に規定する地域移行支援計画の作成その他指定地域移行支援に関する業務を担当させるものとする。

（指定地域定着支援の具体的取扱方針）

第四十一条 指定地域定着支援の方針は、第三十九条に規定する基本方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとする。

- 一 指定地域定着支援事業所の管理者は、指定地域定着支援従事者に、基本相談支援に関する業務及び次条第一項に規定する地域定着支援台帳の作成その他指定地域定着支援に関する業務を担当させるものとする。

中核市における基幹相談支援センター設置状況（平成27年4月現在）

1 設置について

	自治体数
回答あり	36
設置している	16
設置していない	20
検討中	17
設置予定なし	3

2 設置数について

	自治体数	
1ヶ所	13	
2ヶ所	1	
3ヶ所	1	
4ヶ所以上	1	6ヶ所

3 運営形態について

	自治体数	
行政直営	3	
法人委託（単一）	4	
法人委託（複数）	8	
2	2	
3	4	
4	1	
5	0	
6	1	
その他	1	運営協議会代表と契約

4 設置場所について

同一市内で異なる2形態あるため合計17

	自治体数	
法人所有施設	5	
公共施設内	8	
市庁舎内	3	
その他	1	

5 設置形態について

同一市内で異なる2形態あるため合計17

	自治体数	
基幹センター単独	10	うち1 虐待防止センター併設
指定特定・指定一般・委託と併設	1	
指定特定・指定一般と併設	5	うち1 虐待防止センター併設 うち1 児童相談支援併設
指定特定と併設	1	

6 業務内容

	自治体数
基本相談	14
地域自立支援協議会の運営	10
相談支援専門員からの相談対応	14
地域事業所職員へのスーパーバイズ	12
地域事業所への研修会の開催	15
障害者等への研修会の開催	5
サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成	3
サービス等利用計画・障害児支援利用計画の評価	5
サービス提供事業所の個別支援計画の評価	0
個別事例の相談対応（障害者等からの相談）	14
個別事例の相談対応（地域事業所からの相談）	16
障害者虐待事例への対応	12
成年後見に関する支援	11
権利擁護に関する事業（普及・啓発等）	10
その他	7

【その他について】

- ・ 困難事例に対する考え方及びケース対応の統一化（直営）
- ・ 委託相談支援事業所に対する評価基準の作成及び客観的な指標を基とした事業所評価の実施（直営）
- ・ 補装具・日常生活用具・障害支援区分認定・支給決定（直営）
- ・ 専門ワーキング等の開催
- ・ 障害者支援施設や精神病院等への地域移行に向けた普及、啓発及び地域生活の支援の実施
- ・ 困難事例への対応
- ・ 関係者会議の開催、参加
- ・ 特別支援学校進路学習会
- ・ 特別支援学校移行支援会議
- ・ 行政との連絡会議
- ・ 虐待防止センター業務
- ・ 困難事例への対応
- ・ 事業所支援
- ・ 地域移行定着支援
- ・ ワークサポート（障がい者、雇用主）
- ・ 療育等支援
- ・ I型支援

中核市における基幹相談支援センター設置状況（平成27年4月現在）

1 行政直営

No.	自治体名	人口 (H27.4.1)	箇所 数	設置場所	職員数	常勤		非常勤		委託料	特記事項
						専従	兼務	専従	兼務		
1	宇都宮市	518,200	1	庁舎内	18	0	14	0	4	-	・基幹センター単独
2	柏市	409,447	1	庁舎内	25	20	0	1	4	-	・基幹センター単独 ・その他業務として、補装具・日常生活用具・障害支援区分認定・支給決定
3	高槻市	355,240	1	庁舎内	6	0	6	0	0	-	・基幹センター単独

(参考) 障がい者施策担当部署

職員数	常勤		非常勤		
	専従	兼務	専従	兼務	
62	37		25		臨時1
25	20		5		障害者相談支援室
43	36		7		基幹相談含む 臨時10 窓口対応のため非常勤採用

2 法人委託

(1) 単一法人委託

No.	自治体名	人口 (H27.4.1)	箇所 数	設置場所	職員数	常勤		非常勤		委託料	特記事項
						専従	兼務	専従	兼務		
1	函館市	269,628	1	法人所有施設	9	5	1	3	0	19,750	・指定特定・指定一般と併設
2	富山市	418,979	1	公共施設内	3	3	0	0	0	16,034	・指定特定と併設
3	福山市	470,944	1	公共施設内	14	12	0	2	0	67,460	・指定特定・指定一般と併設 ・障がい者虐待防止センター併設
4	下関市	268,941	1	法人所有施設	1	1	0	0	0	6,408	・指定特定・指定一般・委託相談と併設

職員数	常勤		非常勤		
	専従	兼務	専従	兼務	
34	29		5		
26	24		2		
39	35		4		再任用6
22	15		7		社協派遣1

(2) 複数法人委託

No.	自治体名	人口 (H27.4.1)	箇所 数	設置場所	職員数	常勤		非常勤		委託料	特記事項
						専従	兼務	専従	兼務		
1	旭川市	345,917	1	公共施設内	7	0	6	0	1	36,750	・基幹センター単独
2	豊橋市	377,962	1	公共施設内	7	6	0	1	0	33,238	・基幹センター単独
3	岡崎市	380,764	1	その他	8	3	4	1	0	42,720	・基幹センター単独
4	豊中市	395,974	1	公共施設内	3	3	0	0	0	15,000	・基幹センター単独
5	枚方市	406,228	3	法人所有施設	9	1	8	0	0	4,500	・指定特定・指定一般と併設
6	姫路市	532,971	1	公共施設内	3	2	10	0	0	5,935	・基幹センター単独 ・主に窓口業務を委託しており、窓口には常時3名を配置。うち2名は常勤、残りの1名分は複数事業所から曜日替わりで配置
7	西宮市	486,796	2	公共施設内／法人所有施設	12	12	0	0	0	78,533	・基幹センター単独
8	宮崎市	401,135	6	法人所有施設内	37	3	30	0	4	-	・指定特定・指定一般と併設 ・障がい児相談支援 ・その他業務 →地域移行定着支援 →ワークサポート（障がい者、雇用主） →療育等支援 →I型事業

職員数	常勤		非常勤		
	専従	兼務	専従	兼務	
44	29	0	15		臨時1
36	27		9		臨時7
24	22		2		再任用2 嘱託員9
41	28		13		臨時1
33	29		4		その他10
37	33		4		任期付3
54	39		15		
54	36		18		派遣1

(3) その他

No.	自治体名	人口 (H27.4.1)	箇所 数	設置場所	職員数	常勤		非常勤		委託料	特記事項
						専従	兼務	専従	兼務		
1	鹿児島市	604,697	1	公共施設内	5	5	0	0	0	27,495	・障がい者虐待防止センター併設 ・その他（市内の相談支援事業所運営法人で構成する運営協議会の代表人と契約）

職員数	常勤		非常勤		
	専従	兼務	専従	兼務	
38	28		10		※本庁

※ 参考

No.	自治体名	人口 (H27.4.1)	箇所 数	設置場所	職員数	常勤		非常勤		委託料	特記事項
						専従	兼務	専従	兼務		
	いわき市	324,370									・障がい福祉課 11名 ・7地区保健福祉センター CW 46名 保健師 33名

職員数	常勤		非常勤		
	専従	兼務	専従	兼務	
11	11	0	0	0	※本庁 嘱託8 臨時2

「障がい者」に係る相談支援体系における基幹相談支援センターと各相談支援事業者との関係一覧

	基幹相談支援センター	(具体例)	【委託相談支援事業者】 (一般的な相談支援)	【指定特定相談支援事業者】 (サービス等利用計画)	【指定一般相談支援事業者】 (地域移行支援・地域定着支援)	【指定障害児相談支援事業】 (障害児支援利用計画)
箇所	平成27から29年度中に1ヶ所(予定)	-	7ヶ所	18ヶ所	6ヶ所	7ヶ所
相談支援	(1) 総合的・専門的な相談支援の実施 ・障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的な相談支援や専門的な相談支援の実施	・個別事例の相談(障がい者等からの) ・個別事例の相談(地域事業所から)	(1) 福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等) (2) 社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導等) (3) 社会生活力を高めるための支援 (6) 専門機関の紹介	(1) 基本相談支援	(1) 基本相談支援	
相談支援体制への取り組み	(2) 地域の相談支援体制の強化の取組 ・地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言 ・地域の相談支援事業者の人材育成の支援(研修会の企画・運営、日常的な事例検討会の開催、サービス等利用計画の点検・評価等) ・地域の相談機関との連携強化の取組(連携会議の開催等) ・学校や企業等に赴き、各種情報の収集・提供や事前相談・助言	・相談支援専門員からの相談対応 ・地域事業所職員へのスーパーバイズ ・サービス等利用計画・障害児支援利用計画の評価 ・地域事業所への研修会開催		(2) サービス等利用計画の作成、モニタリング(個別給付)		(1) 障害児支援利用計画の作成、モニタリング(個別給付)
地域移行・地域定着への取り組み	(3) 地域移行・地域定着の促進の取組 ・障害者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発 ・地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート ※市が設置する協議会の運営の委託を受ける等により、地域の障害者等の支援体制の強化を図る。	・地域自立支援協議会の運営			(2) 地域移行支援計画の作成 その他指定地域移行支援に関する業務(個別給付)	
権利擁護・虐待防止	(4) 権利擁護・虐待の防止 ・成年後見制度利用支援事業の実施 ・障害者等に対する虐待を防止するための取組	・成年後見に関する支援 ・障がい者虐待事例への対応 ・権利擁護に関する事業(普及・啓発等)	(5) 権利の擁護のために必要な援助			
その他	(5) 市の実情に応じて	・困難事例への対応 ・虐待防止センター業務 等	(4) ピアカウンセリング (7) その他 ※障害支援区分調査(別途委託)		(H24から居住サポート事業について対応可)	
根拠基準等	地域生活支援事業実施要綱	←左同	←左同	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準	
財源	交付税 ※下線部分は基幹相談支援センター等機能強化事業(地域生活支援事業)該当箇所	-	交付税	個別給付	個別給付	個別給付
指定等	市又は市から委託を受けた特定相談・一般相談支援事業者		市又は必要に応じ指定特定・一般相談支援事業者へ委託可	市が指定	市が指定	